

# 岸和田市公共施設予約システムによる岸和田市スポーツ施設 利用者登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岸和田市公共施設予約システムの利用に関する要綱に基づき、スポーツ施設の使用について、岸和田市公共施設予約システム（以下「予約システム」という。）への登録及び、予約システムの利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用者登録手続きについて)

第2条 予約システムを利用して次の表に掲げるスポーツ施設を専用使用(以下「使用」という。)しようとする者は、本要綱、及び関係規則等を承諾のうえ所定の申請書(様式第1号・第2号)により岸和田市に利用者登録を申請し、承認を受けなければならない。

- 利用者登録の承認を受けようとする者は利用者登録番号(以下「利用者ID番号」という。)と暗証番号(以下「パスワード」という。)の登録を行わなければならない。
- 岸和田市は、正当な利用者登録の申請がなされた場合、所定の方法により滞りなく利用者登録手続きを行う。
- 利用者登録の承認を受けた者(以下「登録者」という。)は、利用者ID番号、パスワードを善良なる管理者の注意をもって使用し、管理しなければならない。
- 予約システムにより使用申請を行ったときのスポーツ施設使用料は、第7条により納入しなければならない。

施設の種類及び施設の名称		登録の区分
体育館等	総合体育館・中央体育館・南公園・中央公園管理棟 ・浜工業公園管理棟	団体登録
運動広場	中央公園スポーツ広場・浜工業公園球技広場(1・2) ・牛ノロ公園運動広場・久米田公園運動広場 ・葛城運動広場・春木運動広場・八木運動広場	個人登録
テニスコート	中央公園・浜工業公園・牛ノロ公園・野田公園 ・春木台場・葛城の各テニスコート	

(登録資格)

第3条 体育館等を使用しようとする者は団体登録区分、運動広場及びテニスコートを使用しようとする者は個人登録区分で登録申請するものとする。

第4条 登録者が登録を行った日から3年後の登録日までを登録期間とする。

第5条 登録期間の最終日以前の1年間で、予約システムを利用した施設の使用があった場合、登録期間の最終日より登録期間を3年間更新するものとし、以後この例によるものとする。

第6条 登録期間の最終日以前の1年間で、予約システムを利用した施設の使用がなかった場合は、岸和田市に登録期間の更新手続きを行うことができる。

第7条 登録者は、予約システムに本人の利用者ID番号及びパスワード入力することにより、次の手続きについて予約システムによる次のサービスを受けることができる。

- 抽選申込
- 抽選結果の確認
- 使用申請と申請内容の確認
- 抽選申込及び使用申請の取消し
- 口座振替による使用料の納入
- 使用実績の確認

第8条 予約システムによるサービスは、管理運営上必要な点検期間を除き、いつでも利用できるものとする。ただし、予約システムの管理運営上やむを得ない場合は、通知なく予約システムを停止することがある。

第9条 システムにより使用申請を行ったときの施設使用料は、当該使用のあった月の翌月18日を振替日とし、りそな銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、池田泉州銀行及びいずみの農協(以下「指定金融機関」という。)のいずれかの承諾を得た預金口座から口座振替の方法により、岸和田市の預金口座へ納入するものとする。ただし、振替日が指定金融機関の休業日の場合は、翌営業日に振替を行うものとする。

第10条 予約システムにより取消の申請のあった第9条による使用料は、使用申請を行った使用日の翌月18日を振替日とする。

第11条 第1項に規定する納入がなされなかった場合は、翌月の振替日に再度振替を行うものとする。

第12条 使用料の領収証書は、口座振替を代行した金融機関の通帳の記載又は予約システムの端末機から出力する利用実績に係る帳票をもって、これに代えるものとする。

第13条 使用料が2ヶ月経って口座振替できなかった場合、登録者は、岸和田市並びに岸和田市都市公園条例第25条第1項、岸和田市民体育館条例第17条第1項、岸和田市立運動広場等の設置及び管理に関する条例第14条第1項及び岸和田市総合体育館条例第13条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)からの指示に従い、納期限までにこれを納入しなければならない。

第14条 登録者は、運動広場及びテニスコート、南公園、中央公園管理棟、浜工業公園管理棟の使用申請を取消す場合、使用日前日まで取消し処理を行うことができる。ただし、21日前から前日までの取消しについては使用料の50%を支払うものとする。総合体育館、中央体育館については、使用日当日まで取消し処理を行うことができる。ただし、21日前から前々日までの取消しについては使用料の50%、前日及び当日の取消しについては使用料の全額を支払うものとする。

第15条 登録者の、利用者ID番号、パスワードが漏洩した場合は、直ちに岸和田市並びに指定管理者にその旨を届け出なければならない。この場合において、岸和田市並びに指定管理者は、登録者の利益を保護するため、登録者の同意を得て予約システムの利用を一時停止することができるものとする。

第16条 前項の届出以前に他人に登録情報を不正に利用された場合は、当該使用にかかる使用料は登録者の負担とする。

第17条 登録者は交付された利用者ID番号、パスワードを他人に譲渡し、又は利用させてはならない。

第18条 登録者がパスワードを忘れた場合、予約システムに登録されたメールアドレスに、仮のパスワードを送信する。

第19条 登録者は、利用者登録申請時に岸和田市に申請した内容に変更が生じた場合、滞りなく、所定の申請書(様式第1号・第2号)によりその旨岸和田市に申請するものとする。

第20条 岸和田市並びに指定管理者は、登録者が次のいずれかに該当した場合、登録者の同意を得ることなく、予約システムの利用を一時停止することができるものとする。

第21条 岸和田市並びに指定管理者は、登録者が次のいずれかに該当した場合、登録者の同意を得ることなく、予約システムの利用を一時停止することができるものとする。

第22条 岸和田市並びに指定管理者は、登録者が次のいずれかに該当した場合、登録者の同意を得ることなく、予約システムの利用を一時停止することができるものとする。

第23条 岸和田市並びに指定管理者は、登録者が次のいずれかに該当した場合、登録者の同意を得ることなく、予約システムの利用を一時停止することができるものとする。

第24条 岸和田市並びに指定管理者は、登録者が次のいずれかに該当した場合、登録者の同意を得ることなく、予約システムの利用を一時停止することができるものとする。

第25条 岸和田市並びに指定管理者は、登録者が次のいずれかに該当した場合、登録者の同意を得ることなく、予約システムの利用を一時停止することができるものとする。

第26条 岸和田市並びに指定管理者は、登録者が次のいずれかに該当した場合、登録者の同意を得ることなく、予約システムの利用を一時停止することができるものとする。

第27条 岸和田市並びに指定管理者は、登録者が次のいずれかに該当した場合、登録者の同意を得ることなく、予約システムの利用を一時停止することができるものとする。

第28条 岸和田市並びに指定管理者は、登録者が次のいずれかに該当した場合、登録者の同意を得ることなく、予約システムの利用を一時停止することができるものとする。

第29条 岸和田市並びに指定管理者は、登録者が次のいずれかに該当した場合、登録者の同意を得ることなく、予約システムの利用を一時停止することができるものとする。

第30条 岸和田市並びに指定管理者は、登録者が次のいずれかに該当した場合、登録者の同意を得ることなく、予約システムの利用を一時停止することができるものとする。

第31条 岸和田市並びに指定管理者は、登録者が次のいずれかに該当した場合、登録者の同意を得ることなく、予約システムの利用を一時停止することができるものとする。

第32条 岸和田市並びに指定管理者は、登録者が次のいずれかに該当した場合、登録者の同意を得ることなく、予約システムの利用を一時停止することができるものとする。

第33条 岸和田市並びに指定管理者は、登録者が次のいずれかに該当した場合、登録者の同意を得ることなく、予約システムの利用を一時停止することができるものとする。

第34条 岸和田市並びに指定管理者は、登録者が次のいずれかに該当した場合、登録者の同意を得ることなく、予約システムの利用を一時停止することができるものとする。

第35条 岸和田市並びに指定管理者は、登録者が次のいずれかに該当した場合、登録者の同意を得ることなく、予約システムの利用を一時停止することができるものとする。

第36条 岸和田市並びに指定管理者は、登録者が次のいずれかに該当した場合、登録者の同意を得ることなく、予約システムの利用を一時停止することができるものとする。

第37条 岸和田市並びに指定管理者は、登録者が次のいずれかに該当した場合、登録者の同意を得ることなく、予約システムの利用を一時停止することができるものとする。

第38条 岸和田市並びに指定管理者は、登録者が次のいずれかに該当した場合、登録者の同意を得ることなく、予約システムの利用を一時停止することができるものとする。

第39条 岸和田市並びに指定管理者は、登録者が次のいずれかに該当した場合、登録者の同意を得ることなく、予約システムの利用を一時停止することができるものとする。

第40条 岸和田市並びに指定管理者は、登録者が次のいずれかに該当した場合、登録者の同意を得ることなく、予約システムの利用を一時停止することができるものとする。

第41条 岸和田市並びに指定管理者は、登録者が次のいずれかに該当した場合、登録者の同意を得ることなく、予約システムの利用を一時停止することができるものとする。